

令和元年度 子育て支援・女性活躍推進に係る取組み状況

～杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画に基づく取組み状況の公表～

杉並区では、平成28年4月、育児や介護と仕事との両立を支援するとともに、女性活躍の推進を進めるため、「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」を策定しました。

この計画は平成28年度から平成32年度までの5年間として、①男性職員の配偶者支援・子育て参加の促進、②年次有給休暇の取得の促進、③超過勤務の縮減、④女性職員のキャリア形成支援を4つの柱として目標を設定しました。この計画に基づき令和元年度は主に次のことを実施しました。

○勤務時間の臨時的変更の本格実施！

夜間の住民説明会などの事業に対応するため、臨時的な勤務時間の変更を可能としました。通常の勤務時間は午前8時30分～午後5時15分ですが、最も早い始業時間を午前7時30分～、最も遅い始業時間を午後1時～とし、30分単位の全11シフトから選択することが可能です。今後もワーク・ライフ・バランスを推進し、より働きやすい職場環境を整えていきます。

○理由を問わない時差出勤のモデル実施！

東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の交通混雑緩和を目的とした時差出勤実施の可能性を検証するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、取得理由を問わない時差出勤のモデル実施を行いました。

育児・介護を理由とする勤務パターンと同様に、最も早い始業時間を午前7時30分～、最も遅い始業時間を午前9時30分～とし、全6シフトから選択可能としました。モデル実施での検証を踏まえ、今後、本格実施につなげるか検討してまいります。

○年次有給休暇の取得促進！

労働基準法が改正され、職員の年次有給休暇の取得促進が規定されました。年10日以上
の年休が付与される職員に対して、所属長は、職員に対して最低年5日の取得を促進することになりました。

職員のワーク・ライフ・バランスを推進する観点からも、今後も計画的な年休取得を周知してまいります。

○区役所本庁舎に、女性用トイレの増設と搾乳スペースの設置！

区役所本庁舎で勤務する女性職員が増加したことを踏まえ、平成28年度には、本庁舎地下1階に女性用トイレを新たに3基増設するとともに、要望の多かった広い手洗いスペースを設置しています。

そして新たに、出産後の女性職員の健康面に配慮するため、搾乳スペースを本庁舎地下1階の女性用ロッカールーム内に設置し、女性が働きやすい職場環境づくりに取り組みました。

○働く女性のキャリアを応援する「昼休みセミナー」の開催！

今後昇任を考えている(もしくは迷っている)女性職員に向けた昼休みセミナーを開催しました。今回のセミナーは、昼休みという参加しやすい時間帯に気軽に参加できる雰囲気をつくり、積極的なPRを行った結果、予想を上回る参加者が集まりました。

区の女性管理職・係長級職員の現状や昇任制度などについて説明した後に、現役の女性係長級職員5名が、昇任した理由と昇任後の現在の思いや仕事と家庭との両立等について話しました。参加者からは、「職場では聞けないような内容で、大変参考になりました。」と好評でした。

○非常勤職員の待遇改善！

地方公務員法、地方自治法の改正を受け、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度がスタートしました。他の自治体同様、杉並区でも多くの非常勤職員の方々が勤務しており、その多くが女性となっています。この間も、子育てや介護に関する休暇を拡大してきましたが、今回の制度改正を受け、1週間あたりの勤務日数が基準を超える場合、期末手当を支給することができるよう待遇改善を行いました。

【お問い合わせ】 杉並区総務部人事課人事係